

最終保障供給特例承認申請書

平成 30 年 2 月 16 日

東京電力パワーグリッド株式会社

最終保障供給特例承認申請書

経料発 29 第 23 号

平成 30 年 2 月 16 日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金子 禎 則

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので届け出ます。

| | |
|------------|-----------------|
| 料金その他の供給条件 | 別紙に記載のとおりであります。 |
| 実施期日及び実施期間 | 同 上 |

別 紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

平成 30 年 2 月 14 日、連日の降雪の影響により多大な被害が生じたため、新潟県 4 市 1 町（長岡市，小千谷市，十日町市，魚沼市，東蒲原郡阿賀町）に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用地域に隣接する当社供給区域内の地域（群馬県利根郡みなかみ町，同郡片品村）において、被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災されたお客さまの平成 30 年 1 月（隣接地域における災害救助法適用日以降に支払期日を迎えるものに限る。），2 月および 3 月調定分の電気料金の支払期日を，電気最終保障供給約款（平成 27 年 12 月 28 日届出。以下「最終保障供給約款」という。）25（料金の支払義務および支払期日）の規定にかかわらず，各々 1 か月間延長する。
- 2 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には，最終保障供給約款 15（最終保障電力 A），16（最終保障電力 B），17（最終保障農事用電力）および 18（最終保障予備電力）の規定にかかわらず，そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から 6 か月間に限り，電気料金を免除する。
- 3 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しないで，需給契約を廃止し，その後新たに使用申込みを行なった場合で，その申込みが平成 30 年 8 月末日までに行なわれ，かつ，その申込みが次のいずれにも該当するときは，最終保障供給約款 55（一般供給設備の工事費負担金），56（特別供給設備の工事費負担金）および 57（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の規定にかかわらず，その工事費負担金を免除する。
(1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。

- (2) 契約負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。
- 4 被災されたお客さまが被災後、再建等のため、需給期間が1年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行なわれたときは、最終保障供給約款60（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。
 - 5 被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、最終保障供給約款15（最終保障電力A）、16（最終保障電力B）、17（最終保障農事用電力）および18（最終保障予備電力）の規定にかかわらず、平成30年8月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。
 - 6 お客さまが被災後、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを平成30年8月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、最終保障供給約款52（引込線の接続）および53（計量器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。
 - 7 この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障供給約款によるものとする。

別 添

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

平成 30 年 2 月 14 日，連日の降雪の影響により多大な被害が生じたため，新潟県 4 市 1 町（長岡市，小千谷市，十日町市，魚沼市，東蒲原郡阿賀町）に災害救助法が適用されました。

このため，災害救助法適用地域に隣接する当社供給区域内の地域（群馬県利根郡みなかみ町，同郡片品村）において被災されたお客さまに対し，電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定にもとづき，最終保障供給約款以外の供給条件を設定いたしたく特例承認申請するものであります。